三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田中　重光
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年十月一日

○近畿地方整備局告示第二百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日　　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

二　近畿地方整備局長

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アール・イー・ジャパン株式会社

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	寺嶋　繁久
変更後	杉本　國敏、中嶋　　渉、川口　和夫

(2)　変更年月日

平成二十五年八月二十四日

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月七日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

その関係図面は、平成二十五年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字山ノ上二番二三番二六から同町九町字山ノ上二四八二番地先まで	一一	四六・八メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字山ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	四九・二メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	一一	三五・二メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	九〇・二メートル	七七キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	一一	四六・八メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	四九・二メートル	七七キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	一一	三五・二メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町九町字島ノ上二四八二番地先から同町九町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	九〇・二メートル	七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月七日　　四国地方整備局長　三浦　真紀

その関係図面は、平成二十五年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
同愛媛県西宇和郡伊方町三机字島ノ上二四八二番二三番二六から同市同町字島ノ上二四八二番地先まで	一一	七四・六メートル	〇〇キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町三机字島ノ上二四八二番地先から同市同町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	七六・二メートル	九九キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町三机字島ノ上二四八二番地先から同市同町字島ノ上二四八二番地先まで	一一	四三・二メートル	九九キロメートル
同愛媛県西宇和郡伊方町三机字島ノ上二四八二番地先から同市同町字島ノ上二四八二番地先まで	後前	九四・二メートル	九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４６２号

栃木県下野市下石橋106番地

債務者　唐澤　法子

1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１００９８号

東京都練馬区大泉町６丁目30―７―301

債務者　松本はる美

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２３号

東京都清瀬市野塩５丁目232

債務者　八木　順一

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２４号

埼玉県さいたま市南区曲本２丁目11―20―101

債務者　廣瀬　尚子

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２５号

東京都新宿区新宿６丁目19―12―101

債務者　佐藤　　純

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１５３号

神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目５―54

債務者　宇野　佳子

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７９号

東京都足立区青井３丁目17―５―406

債務者　庄司とみえ

1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで

5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部